

平成21年4月1日

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人 仁南会
さうす国見

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への利用（入所）は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

はじめに

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所されるには、「住民基本台帳法」第4条にかかる通知（昭和43年3月26日）及び自治省通知（昭和47年3月31日）により、入所日より住民票を当施設の住所地に異動いただくこととなります。

1. 指定介護老人福祉施設サービスの概要

(1) サービス提供地域

全地域

(2) 指定基準職員体制

・介護職員	31名	・看護職員	3名
・生活相談員	1名	・機能訓練指導員	1名（看護職員兼務）
・栄養士	1名	・医師	1名（嘱託）
・事務職員	2名	・他	
・介護支援専門員	1名（兼務）		

※当サービスは専用床（96床）と併設する指定短期入所生活介護事業（4床）を併設しており、指定基準職員数は併設する指定介護老人福祉施設の指定職員基準と合算しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
介護職員	早朝： 8：00～16：00
	日中： 9：00～17：00
	日中： 11：00～19：00
	夜間： 17：00～ 9：00（指定基準4名）
看護職員	日中： 9：00～17：00
機能訓練指導員	日中： 9：00～17：00
生活相談員	日中： 9：00～17：00

(3) 施設の設備の概要

- ・定員 96名 (他に短期入所事業4名)

		室数	面積 (㎡)
居室	個室	24	16.80/人
	2人室	2	13.92/人
	3人室	0	/人
	4人室	18	12.00/人
	計	44	13.54/人
医務室	共用	1	50.08
静養室		1	18.25
機能回復訓練室		2	67.20
食堂		8	327.06
浴室		4	166.33
① 建物の構造		鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	
② 建物の延べ床面積		6,106.27㎡	

2. サービスの内容

(1) 食事支援

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。介護職員は、ご利用者の自立支援のため離床して身体状況にあわせて食事をとっていただくことを原則とし嚥食を支援しています。(朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～)

(2) 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。
寝たきりでも機械浴槽等を使用して入浴することができます。
(ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。)

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員(看護職員兼務)により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。なお、ご利用者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に行います。

(5) その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(6) 個別加算ケア(個別加算対象)

介護保険法による個別加算ケアとして提供します。

3. 利用料金

(1) 基本利用料 (別表)

- ①ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) をご負担いただきます。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)
- 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い (いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法) の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ②提供を受ける指定介護老人福祉施設サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をご負担いただきます。

(2) 加算 (別表)

①体制加算

- 介護保険法の規定により、施設のサービス体制 (設備、人員配置等) により、基本利用料に加えて一律にご負担いただきます
- 日常生活継続支援加算
ご利用者 (入所者) の介護度、状態割合に対する有資格者 (介護福祉士) の配置状況により算定されます。
- ・要介護4・5の利用者が65%以上、
 - ・または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上かつ
 - ・利用者数6人毎に有資格者 (介護福祉士) を配置
- 夜勤職員配置加算
夜勤時間帯 (午後10時～翌日の午前5時) を含めた連続する16時間の職員配置状況により算定されます。
- 看護体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)
看護師、看護職員の配置状況により算定されます。
- (Ⅰ) 看護師配置
 - (Ⅱ) 指定基準以上の看護職員を配置
- 精神科医療養指導加算
当施設では、認知症の症状を呈する方にも利用 (入所) いただいております、精神科医の療養指導を受けております。
- 栄養ケアマネジメント加算
当施設では、他職種協同によりご利用者ごとの嚥下機能に着目した栄養ケア計画を管理栄養士が策定しこれに基づいた栄養管理を行います。

②個別加算

介護保険法の規定により、ご利用者の状態（利用初期、外泊等）により、基本利用料に加えて個別にご負担いただきます。

○外泊時費用

短期入院又は外泊をされた場合にご負担いただきます。（月6日まで）

○初期加算

入所日より30日間は初期対応としてご負担いただきます。

○経口移行加算

経管により食事を摂取している方に、経口摂取を進めるために医師の指示を受け、栄養管理を行った場合にご負担いただきます。180日が限度ですが場合により継続されます。

○経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）

誤嚥が認められる方に対し医師の指示を受け、特別な栄養管理を行った場合にご負担いただきます。180日が限度ですが場合により継続されます。

（Ⅰ）→著しい摂食障害があり誤嚥を認めるもの

（Ⅱ）→摂食障害があり誤嚥を認めるもの

○療養食加算

医師の食事箋に基づく肝臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合にご負担いただきます。経管栄養のための濃厚流動食は対象外です。

○看取り介護加算（1）（2）（3）

医師が終末期と判断し、関係職が本人及び家族に同意を得ながら看取り介護をおこなった場合にご負担いただきます。

（1）死亡日以前4日以上30日以下（2）死亡日以前2日又は3日（3）死亡日

○退所前後訪問相談援助加算

退所前後、その際の相談援助にかかる費用として退所前及び退所後に連絡調整費としてご負担いただきます。

○退所時相談援助加算

ご利用者（入所者）の同意を得て、退所時に介護状況を示す文書を関係機関に提供した場合、関係機関への文書等の情報提供としてご負担いただきます。

○退所前連携加算

ご利用者（入所者）の同意を得て、退所前に介護状況を示す文書を関係機関に提供した場合、関係機関への文書等の情報提供としてご負担いただきます。

○在宅復帰支援機能加算

在宅へ退所するにあたり、ご利用者ご家族に退所後のサービス相談助言を行う費用としてご負担いただきます。

(3) 居住費（別表）

1日あたり

- ・個室 1, 550円
- ・多床室 320円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に掲載している負担限度額とします。（特定入所者介護サービス）

※入院・外泊時に居室を確保される場合は居住費をご負担いただきます。ただし「福祉施設外泊時費用」の算定期間又は空床型短期入所事業（ショートステイ）として使用する場合は必要ありません。

1日あたり

- ・個室、多床室 320円

(4) 食材料費（別表）

1日あたり

- ・1, 750円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に掲載している負担限度額とします。（特定入所者介護サービス）

(5) 他の利用費（別表）

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、ご利用者のご負担となります。

- | | | |
|-------------|--------|------------------|
| ・居住費 | ・食費 | ・居室確保費 |
| ・特別な食事 | ・理髪・美容 | ・日常生活上必要となる諸費用 |
| ・教養娯楽費 | ・通信費 | ・光熱水費 |
| ・居室管理料金 | | ・貴重品の管理（預り金管理含む） |
| ・事務（代行）手数料 | | ・医薬品に関する費用 |
| ・施設部品設備等の破損 | | ・クリーニング |
| ・外出支援料 | | ・他 |

(6) キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが、利用の中止等の場合は、利用日の午前9時までに必ずお電話等で連絡願います。

(7) 利用料金のお支払い方法

1か月ごとに計算し、あらかじめ登録した指定金融機関による口座振替方式によりお支払いいただきます。

(8) その他

・平成17年9月30日時点で個室にご利用（入所）されている場合は、経過措置として多床室扱いとなります。

但し、10月1日以降に退所（入院等による契約の終了）され、再度個室に入居された場合は「個室」に該当します。

・一部軽減措置としての「高額介護サービス」「社会福祉法人減免」制度に該当する場合があります。

・旧措置者の方で実質的負担減免者（1割負担分が減額されている方）については、上記の表によらず、介護保険特定負担額認定証に記載された額が負担額です。

・旧措置者とは、平成12年4月介護保険法施行前に在籍されていたご利用者をいいます。

4. 施設を退所していただく場合（利用の終了について）

当施設との利用では利用が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との利用は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・利用解除）

利用の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に利用を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本利用に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本利用を継続しがたい重大な事柄が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（利用解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、利用締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に利用（入所）中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

◆ 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

◆ 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院できる場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。（入院期間中の身体状況等については随時ご連絡いただきますようお願いいたします。）

◆ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、利用を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

その際の相談援助内容によりかかる費用として（介護保険から給付される費用の一部）ご負担いただきます。

5. 緊急時の対応方法及び入所中の医療、歯科の提供について

- ・医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

＜協力医療機関＞

医療機関の名称	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
所在地	奈良県御所市池之内1064
電話番号	0745-63-0601
診療科	内科 整形外科 精神科 循環器科

- ・歯科を必要とする場合は、下記協力歯科機関において治療を受けることができます。

＜協力歯科機関＞

医療機関の名称	フジモト歯科
所在地	奈良県御所市大広町319
電話番号	0745-62-8117
診療科	歯科

6. 身元引受人

施設はご利用者に対して、「身元引受人」を定めていただきます。但し、社会通念上、ご利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- ①身元引受人は、この利用に基づく利用者の施設に対する一切の保障について責任を負います。
- ②利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力いただきます。
- ③利用の解除及び終了時には、ご利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めていただきます。
- ④ご利用者が死亡した場合の身体の引き取り及び遺留金品の処理その他の必要な措置をお願いします。

7. 残置物引取人

入所利用が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。
※入所利用締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所利用することは可能です。

8. サービス内に関する苦情

当施設の利用に関するご相談・苦情および介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

さうす国見

電 話：0745-64-3020

・苦情解決責任者 管理者 福田正親

・苦情受付担当者 主任 土井義清

また、ご意見箱を1階喫茶コーナー前に設置しています。

奈良県国民健康保険団体連合会

〒644-0061 奈良県橿原市大久保町302-1

奈良県市町村会館内

電 話：0744-21-6811 (相談専用)

：0120-21-6899

FAX：0744-21-6822

奈良県運営適正化委員会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター内

電 話：0744-29-1212 (直通)

FAX：0744-29-1212 (直通)

御所市役所

〒639-2298 奈良県御所市1-3

電 話：0745-62-3001 (代)

奈良県庁

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

電 話：0742-22-1101 (代)

9. サービス提供における事業者の義務

- 当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
 - ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

10. 非常災害対策

- 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。
- (1) 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てます。
 - (1) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
 - (3) 非常災害要の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会います。
 - (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう務めます。
 - (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法の徹底 随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

1 1. 施設利用の留意事項

ご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、生活上の最小限の持ち物に限らせていただきます。

(2) 面会

面会時間 9:00～17:00 (原則)

※来訪者は、必ず職員に届け出てください。

※来訪される場合、「生もの」の持ち込みはご遠慮ください。

※施設の感染症予防対策にご理解ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

12. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
 ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 当施設の概要

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 仁南会（じんなんかい）
代表者名	平井基陽
所在地・連絡先	（住所）奈良県御所市柏原1594-1 （電話）0745-63-1102 （FAX）0745-63-1104
URL Email	http://www.jinnankai.jp/ sausukunimi@jinnankai.jp

(2) 事業所の概要

事業所の名称	さうす国見（さうすくにみ）
所在地・連絡先	（住所）奈良県御所市柏原1320 （電話）0745-64-3020 （FAX）0745-63-2615
事業所番号	2970800278
管理者の氏名	福田正親

14. その他

上記定めのないものは、介護保険法によります。

＜ 重要事項説明書による利用料金表 ＞

○介護老人福祉施設サービス費

- ・基本（※旧措置者とは平成12年4月介護保険法施行前に在籍されていたご利用者をいいます。）

居室区分		介護状態	基本料金	保険適用時負担額
個室		要介護1	5,890円/日	589円/日
		要介護2	6,600円/日	660円/日
		要介護3	7,300円/日	730円/日
		要介護4	8,010円/日	801円/日
		要介護5	8,710円/日	871円/日
多床室		要介護1	6,510円/日	651円/日
		要介護2	7,220円/日	722円/日
		要介護3	7,920円/日	792円/日
		要介護4	8,630円/日	863円/日
		要介護5	9,330円/日	933円/日
旧措置者	個室	要介護1	5,890円/日	589円/日
		要介護2・3	6,990円/日	699円/日
		要介護4・5	8,360円/日	836円/日
	多床室	要介護1	6,510円/日	651円/日
		要介護2・3	7,610円/日	761円/日
		要介護4・5	8,980円/日	898円/日

・加算（体制）

項目	基本料金	負担額
日常生活継続支援加算	220円/日	22円/日
夜勤職員配置加算	130円/日	13円/日
看護体制加算（Ⅰ）2	40円/日	4円/日
看護体制加算（Ⅱ）2	80円/日	8円/日
精神科医師療養加算	50円/日	5円/日
栄養ケアマネジメント加算	140円/日	14円/日

・加算（個別）

項目	基本料金	負担額
外泊時費用	2,460円/日	246円/日
初期加算	300円/日	30円/日
経口移行加算	280円/日	28円/日
経口維持加算（Ⅰ）	280円/日	28円/日
経口維持加算（Ⅱ）	50円/日	5円/日
療養食加算	230円/日	23円/日
看取り介護加算（1）	800円/日	80円/日
看取り介護加算（2）	6,800円/日	680円/日
看取り介護加算（3）	12,800円/日	1,280円/日
退所前後訪問相談援助加算	4,600円/回	460円/回
退所時相談援助加算	4,000円/回	400円/回
退所前連携加算	5,000円/回	500円/回
在宅復帰支援機能加算	100円/日	10円/日

●居住費

	居室区分	区 分	金 額
	保険外サービス	個 室	第1段階
第2段階			420円/日
第3段階			820円/日
上記以外			1,550円/日
多床室		第1段階	0円/日
		第2段階	320円/日
		第3段階	320円/日
		上記以外	320円/日

●食費

	区分	金 額
	保険外サービス	第1段階
第2段階		390円/日
第3段階		650円/日
上記以外		1,750円/日

●交通費（入所、退所時及び外出支援時の送迎費用）

	内 容		金 額
	保険外サービス	市外	片道 5km未満
片道 10km未満			200円/回
片道 15km未満			300円/回
以下同様に5km加算につき			100円/回

○他の利用費

項目	内 容	利用料金
特別な食事	ご希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費相当額
理髪・美容	月に1回、専門業者による有料理髪・美容サービスをご利用いただけます。	1,300円/回 ～
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。(タオル・歯磨き・歯ブラシ・ティッシュ・石鹸・おしぼり・エプロン等)	実費相当額
教養娯楽費	参加いただく施設のレクリエーション、クラブ活動参加費として、特に個別的な費用として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
通信費	電話・はがき・切手・コピー・ファックス等をご利用になった場合の費用です。	実費相当額 (10円～)
光熱水費	個人的に使用する(例えば電気器具の持込)場合に実費相当額をご負担頂きます。電気ポット(35円/日)、冷蔵庫(25円/日)、テレビ(20円/日)、テレビデオ(30円/日)、ラジオ・ラジカセ(20円/日)、電気毛布(40円/日)、その他については、ご相談の上料金設定しご負担いただきます。	実費相当額
居室確保料金	入院・外泊時に居室を確保される場合は居住費をご負担いただきます。ただし「福祉施設外泊時費用」の算定期間又は空床型短期入所事業(ショートステイ)として使用する場合は必要ありません。	320円/日
居室管理料金	ご利用者が、利用終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の利用終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	3,200円/日
貴重品の管理 (預り金管理含む)	ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。 ○管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預け入れている預金 ○お預かりするもの 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等 ○保管管理者：施設長 ○出納方法 ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。	1,000円/月
事務(代行)手数料	介護保険の手続や年金の現況届、恩給の手続き、書類送付、各証明書や手帳等の更新等の手続きに際し、利用者に負担していただくのが適当と思われる費用(切手代や移動に伴う交通費等)にかかわる費用)としてご負担いただきます。	実費相当額 (100円～)
医薬品に関する費用	ガーゼ・ストマ装具・ウロパック等ご希望に応じて提供した場合の費用です。	実費相当額
設備備品等の利用 または設備等の破損	業者の請求に基づき、実費をご負担いただきます。	実費相当額
クリーニング	ご希望の場合は、職員までお申し付けください。	実費相当額
外出支援料	ご利用者が指定する施設外の場所(医療機関や店舗等)への付添料としてご負担いただきます。(燃料費別)	職員1名につき 半日 5,000円
経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。		

重要事項説明書（別紙）

平成21年4月1日

- 施設利用中に必要となるおこづかい等の管理について
- 施設退所時の金銭清算について

「施設利用費のお支払いと預り金（おこづかい）について」をご参照ください。

- 実習生、研修生受け入れに伴うお願い

当施設では社会福祉・介護福祉施設の役割・使命として、明日の福祉介護業界を担う人材育成に寄与する事が求められています。そのため、年間を通じ介護実習生をはじめ、介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、栄養士、医師、看護師、医療技術等実習研修生を受け入れております。

つきましては、指導者との場面に同行する場合がございます。ご利用者におかれましては、主旨・事情をご理解いただき、ご承諾・ご協力下さいますようお願いいたします。

<変更履歴>

平成16年5月1日

- ・施設創設により作成しました。

平成17年5月1日

- ・姉妹施設「国見苑」改修工事により、職員配置基準、入所定員を変更しました。
(96床→109床)

平成17年10月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・居住費・食費が変更になりました。

平成17年12月1日

- ・姉妹施設「国見苑」改修工事終了により、職員配置基準、入所定員を変更しました。
(109床→96床)

平成18年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。

平成18年11月1日

- ・管理者を変更しました。

平成20年1月19日

- ・法人の代表者を変更しました。

平成21年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。